

上尾市職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 0 号

上尾市職員の旅費に関する条例施行規則

上尾市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和 4 9 年上尾市規則第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 9 号。以下「条例」という。）の規定による旅費の支給の手續、旅費の種目及び内容に係る細則その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（附属の島）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。

（条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める場所）

第 4 条 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める場所は、次に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める場所とする。

- (1) 職員 情報通信技術の活用その他任命権者が適当と認める方法により常時勤務する在勤官署以外の場所において勤務する場合における当該勤務を行う場所
- (2) 職員以外の者 勤務場所又は旅行命令権者が前号に掲げるものに相当する場所として認める場所

（条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定めるもの）

第 5 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定めるものは、当該転任を命ぜられた職員が東京都（特別区以外の市町村であって、市長が指定する地を除く。）及び埼玉県内以外の地に生活の本拠となる地へと移す必要がある

と市長が認めるものとする。

（条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定める者等）

第 6 条 条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第 3 条第 2 項第 7 号に規定する規則で定める外国旅行）

第 7 条 条例第 3 条第 2 項第 7 号に規定する規則で定める外国旅行は、条例第 18 条第 1 項第 2 号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行とす

る。

（条例第 3 条に規定する規則で定める場合等）

第 8 条 条例第 3 条第 6 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 22 条第 2 項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第 3 条第 6 項に規定する規則で定めるものは、条例第 25 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第 9 条各号、第 10 条各号、第 11 条各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条並びに条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前 2 号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

3 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

4 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
（条例第4条第4項に規定する規則で定める事項）

第9条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、住所又は居所、職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、所属団体又は所属、住所又は居所、役職又は職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

（旅行命令等の変更の申請）

第10条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出

しなければならない。

（鉄道賃の細則）

第 1 1 条 条例第 9 条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前 2 号に掲げるものに相当するもの

2 条例第 9 条第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃の細則）

第 1 2 条 条例第 1 0 条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第 1 0 条第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃の細則）

第 1 3 条 条例第 1 1 条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第 1 1 条第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分され

た航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 前号に掲げる場合のほか、一の旅行区間における飛行時間が 2 4 時間以上の移動をするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(条例第 1 2 条に規定する規則で定める額等)

第 1 4 条 条例第 1 2 条に規定する規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 1 2 条第 3 号に規定する規則で定めるものは、当該自家用自動車を利用して移動する際に要する燃料費に相当するものとする。

(条例第 1 3 条に規定する規則で定める額等)

第 1 5 条 条例第 1 3 条に規定する規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 1 3 条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 外国の宿泊であって、為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(宿泊手当の定額等)

第 1 6 条 条例第 1 5 条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、別表第 3 のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 当該宿泊費又は包括宿泊費が支給される旅行が宿泊を伴う研修であって、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれない場合 前項に定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項に定める定額の3分の2の額

- (3) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第3のとおりとする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の細則）

第17条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第4に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該

支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（渡航雑費の細則）

第 18 条 条例第 19 条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第 19 条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして別に定める費用

（死亡手当の定額）

第 19 条 条例第 20 条の規則で定める定額は、93 万円とする。

（退職者等の旅費の細則）

第 20 条 条例第 22 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める旅費とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により旅費を支給する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合 出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合 赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するとき 当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

- (3) 条例第 3 条第 2 項第 4 号の規定により旅費を支給する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合 赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合 出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合 次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合 次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて旅行命令権者が定めるものとする。
（遺族等の旅費の細則）

第21条 条例第23条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の調整）

第22条 条例第25条第2項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害等に起因する業務を行う場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合として旅行命令権者が認める場合

(2) 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、

第 17 条に定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合

2 前項各号に掲げる場合の旅費は、別に定める。

(旅行依頼等に係る旅費)

第 23 条 条例第 3 条第 4 項又は第 5 項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第 24 条 条例第 7 条第 1 項に規定する請求書の種類は、次に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 次号から第 5 号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合 旅費精算(受領)書又は旅費概算払請求(受領)書

(2) 条例第 3 条第 1 項に規定する赴任に係る旅費又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 4 号若しくは第 5 項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合 赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

(3) 条例第 3 条第 2 項(第 1 号及び第 4 号を除く。)に係る旅費を請求する場合 死亡時旅費請求書

(4) 条例第 3 条第 6 項に係る旅費を請求する場合 旅費損失請求書

(5) 条例第 3 条第 7 項に係る旅費を請求する場合 旅費喪失請求書

(6) 条例第 3 条第 8 項に係る旅費に相当する金額を請求する場合 当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 条例第 7 条第 1 項に規定する必要な資料の種類は、別表第 5 のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第 4 項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 条例第 7 条第 7 項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第 6 の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第 7 の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、市長が

認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。この場合において、別表第6中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。

5 旅行命令権者及び会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び会計管理者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（旅費の精算に係る期間）

第25条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

（給与の種類）

第26条 条例第7条第4項及び第27条第2項に規定する給与の種類は、上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、管理職手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第27条 旅行者が給与条例第10条の2に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第28条 在勤官署（常時勤務する在勤官署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所又は第4条各号に掲げる場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤官署等」という。）以外

の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤官署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤官署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤官署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤官署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤官署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（年度経過等による区分）

第30条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年上尾市条例第6号。次項において「改正条例」という。）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市職員の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正条例第1条の規定による改正後の上尾市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例第1条の規定による改正前の上尾市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお

従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３ 新規則第１９条から第２１条までの規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４ 新規則第８条第２項及び第４項の規定は、新条例第３条第６項及び第７項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第１（第１４条関係）

自家用自動車の使用距離	費用の額
４ km 未満	０ 円
４ km 以上 ８ km 未満	１ ０ ０ 円
８ km 以上 １ ２ km 未満	２ ０ ０ 円
１ ２ km 以上 １ ６ km 未満	２ ０ ０ 円
１ ６ km 以上 ２ ０ km 未満	３ ０ ０ 円
２ ０ km 以上 ２ ４ km 未満	４ ０ ０ 円
２ ４ km 以上 ２ ８ km 未満	４ ０ ０ 円
２ ８ km 以上 ３ ２ km 未満	５ ０ ０ 円
３ ２ km 以上 ３ ６ km 未満	５ ０ ０ 円
３ ６ km 以上 ４ ０ km 未満	６ ０ ０ 円
４ ０ km 以上 ４ ６ km 未満	６ ０ ０ 円
４ ６ km 以上 ５ ２ km 未満	７ ０ ０ 円
５ ２ km 以上 ５ ８ km 未満	８ ０ ０ 円
５ ８ km 以上 ６ ４ km 未満	９ ０ ０ 円

6 4 km 以上 7 0 km 未 満	9 0 0 円
7 0 km 以上 8 0 km 未 満	1 , 0 0 0 円
8 0 km 以上 9 0 km 未 満	1 , 1 0 0 円
9 0 km 以上 1 0 0 km 未 満	1 , 2 0 0 円
1 0 0 km 以上 1 1 0 km 未 満	1 , 3 0 0 円
1 1 0 km 以上 1 2 0 km 未 満	1 , 4 0 0 円
1 2 0 km 以上	1 , 5 0 0 円

別表第 2 （第 1 5 条 関 係）

1 本 邦

区 分	宿 泊 費 基 準 額 （ 1 夜 に つ き ）
北海道	1 3 , 0 0 0 円
青 森 県	1 1 , 0 0 0 円
岩 手 県	9 , 0 0 0 円
宮 城 県	1 0 , 0 0 0 円
秋 田 県	1 1 , 0 0 0 円
山 形 県	1 0 , 0 0 0 円
福 島 県	8 , 0 0 0 円
茨 城 県	1 1 , 0 0 0 円
栃 木 県	1 0 , 0 0 0 円
群 馬 県	1 0 , 0 0 0 円
埼 玉 県	1 9 , 0 0 0 円
千 葉 県	1 7 , 0 0 0 円
東 京 都	1 9 , 0 0 0 円
神 奈 川 県	1 6 , 0 0 0 円
新 潟 県	1 6 , 0 0 0 円
富 山 県	1 1 , 0 0 0 円
石 川 県	9 , 0 0 0 円
福 井 県	1 0 , 0 0 0 円
山 梨 県	1 2 , 0 0 0 円
長 野 県	1 1 , 0 0 0 円

岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
全ての地域	59,000円以内で、市長が定

	める額
--	-----

別表第 3（第 16 条関係）

1 本邦

区分	宿泊手当（1 夜につき）
全ての地	2, 400 円

2 外国

区分	宿泊手当（1 夜につき）
全ての地域	5, 400 円以内で、市長が定める額

別表第 4（第 17 条関係）

区分		上限
家財の運送単位 を容積により算 出する場合	職員	13.5 立方メートル
	配偶者	13.5 立方メートル
	子（1 人につ き）	13.5 立方メートル
家財の運送単位 を重量により算 出する場合	職員	360 キログラム
	配偶者	360 キログラム
	子（1 人につ き）	360 キログラム

別表第 5（第 24 条関係）

区分		添付する資料
1 鉄道賃	条例第 9 条第 1 号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料
	条例第 9 条第 2 号から第 6 号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金にあっては、旅行命令権者が必要と認める場合に限る。）

2 船賃	条例第 10 条第 1 号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料
	条例第 10 条第 2 号から第 5 号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
3 航空賃	条例第 11 条第 1 号に掲げる運賃	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料
	条例第 11 条第 2 号及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
4 その他の交通費（条例第 12 条第 3 号に掲げる費用を除く。）		その支払を証明するに足る資料
5 宿泊費		(1) その支払を証明するに足る資料 (2) 第 15 条第 2 項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
6 包括宿泊費		(1) その支払を証明するに足る資料 (2) その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
7 転居費		(1) その支払を証明するに足る資料

	(2) 転居を証明する資料 (3) 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） (4) 条例第 18 条第 1 項第 2 号ア又はイに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア又はイに規定する場合に該当するときに限る。） (5) 条例第 18 条第 2 項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
8 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	(1) その支払を証明するに足る資料 (2) 第 15 条第 2 項各号に該当することを証明するに足る資料
9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	(1) その支払を証明するに足る資料 (2) 移転を証明する資料 (3) 同居する家族であることを証明する資料 (4) 第 15 条第 2 項各号に該当することを証明するに足る資料 (5) 条例第 18 条第 1 項第 2 号ア、イ、ウ又はエに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア、イ、ウ又はエに規定する場合に該当するときに限る。）
10 渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
11 条例第 22 条に規定する旅	(1) 請求する種目に相当するもの

費	に応じた 1 の項から 1 0 の項までに掲げる資料 (2) 退職等の事由を証明する資料 (3) 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 (4) 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となったことを証明する資料
1 2 死亡時旅費請求書により請求する旅費	(1) 請求する種目に相当するものに応じた 1 の項から 1 0 の項までに掲げる資料 (2) 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 (3) 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） (4) 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
1 3 旅費損失請求書により請求する旅費	(1) 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 (2) 旅行命令等の変更、条例第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第 8 条第 1 項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 (3) 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移

	転費に相当するものを含む場合に限る。)
1 4 旅費喪失請求書により請求する旅費	(1) 天災又は第 8 条第 3 項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 (2) 喪失額を証明するに足る資料
1 5 条例第 2 6 条に規定する旅費	(1) 請求する種目に相当するものに応じた 1 の項から 1 0 の項までに掲げる資料 (2) 条例第 2 6 条の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第 6（第 2 4 条関係）

区分	記載事項又は記録事項
1 旅費精算（受領）書又は旅費概算払請求（受領）書	(1) 市長名 (2) 請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名 (3) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 (4) 請求年月日 (5) 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。)
2 赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	(1) 市長名 (2) 請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名 (3) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその

	金額 (4) 請求年月日 (5) 概算額、精算額、追給額及び返納額
3 死亡時旅費請求書	(1) 市長名 (2) 次に掲げる事項 ア 請求者が職員の遺族である場合にあっては、請求者の住所、死亡した当該職員との続柄及び氏名並びに死亡した当該職員の所属、職名及び氏名 イ 請求者が職員である場合にあっては、請求者の所属、職名及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名 (3) 請求額 (4) 種目及びその金額 (5) 請求年月日
4 旅費損失請求書	(1) 市長名 (2) 次に掲げる事項 ア 請求者が職員である場合にあっては、請求者の所属、職名及び氏名 イ 請求者が職員の遺族である場合にあっては、請求者の住所、職員との続柄及び氏名 ウ 請求者が職員及び遺族以外である場合にあっては、請求者の所属団体、役職及び氏名 (3) 請求額 (4) 種目及びその金額

	(5) 損失事由 (6) 請求年月日
5 旅費喪失請求書	(1) 市長名 (2) 請求者の所属又は所属団体、 職名又は役職及び氏名 (3) 請求額 (4) 喪失以後の旅行に必要な旅費 額、喪失を免れた旅費額及び差 引額 (5) 喪失以後の旅行に必要な旅費 について、旅行日ごとに出発 地、経路、到着地、宿泊地、種 目及びその金額 (6) 喪失事由 (7) 請求年月日

備考

- 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、旅費精算（受領）書のうち、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 3 請求書は、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第 7（第 24 条関係）

区分	記載事項又は記録事項
1 鉄道賃	出発地、到着地、条例第 9 条第 1 号に掲げる運賃、同条第 2 号から第 5 号までに掲げる料金及び同条第 6 号に掲げる費用の各金額並び

	に合計金額
2 船賃	出発地、到着地、条例第 10 条第 1 号に掲げる運賃、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる料金及び同条第 5 号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
3 航空賃	出発地、到着地、条例第 11 条第 1 号に掲げる運賃、同条第 2 号に掲げる座席指定料金及び同条第 3 号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
4 その他の交通費	出発地、到着地、移動手段及び金額
5 宿泊費	宿泊地、夜数及び金額
6 包括宿泊費	宿泊地、夜数及び金額
7 宿泊手当	夜数及び定額
8 転居費	金額
9 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
10 家族移転費	1 の項から 7 の項まで及び 9 の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
11 渡航雑費	金額
12 死亡手当	定額